

《平成26年6月25日 公募補助金制度説明会》

公募補助金制度説明会

本日の目次

1. 公募補助金制度の概要説明
2. 公募補助金審査判定の流れ
3. 補助金審査判定基準
4. 全体のスケジュール

1.公募補助金制度の概要説明

ここでお話すること・・・

①補助金とはどういったものなのか？

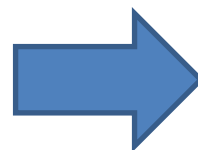
②三芳町が採用している公募補助金制度
の特徴

①－1補助金とはどういったものなのか？

団体の活動や財源的自立を助成するもの



団体が目的を達した
財源的自立が図られた



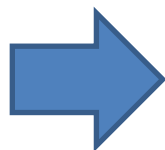
補助金の目的達成

①－2 補助金とはどういったものなのか？

町からの補助金は地方自治法に基づいて交付されるもの



法律の要件を満たす場合にのみ交付



「公益上必要がある場合」に交付

地方自治法第232条の2

普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助することができる。

①－3 補助金とはどういったものなのか？

補助金の種類

【公募補助】

団体の自主的、自発的な活動に対して、
公募補助金制度の手続きを踏まえた上で町が
補助金を交付するもの

【施策的補助】

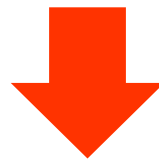
団体の事業の性質から本事業を町の施策として
とらえ、施策的に補助金を交付するもの

②ー1 公募補助金制度の特徴

～なぜ公募補助金制度が必要なのか～

(1) 新たな市民活動を支援

従来の補助金制度の問題点 → 補助金の既得権益化



新たな市民活動団体に補助金交付の道を開く

②-2 公募補助金制度の特徴

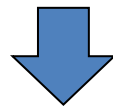
～なぜ公募補助金制度が必要なのか～

(2) 町の財政状況の観点

町の財政状況が決して良くない状況



限られた財源の中で
「あれも、これも」から
「あれか、これか」という
転換が必要



団体としての育成や助成の必要性を再考

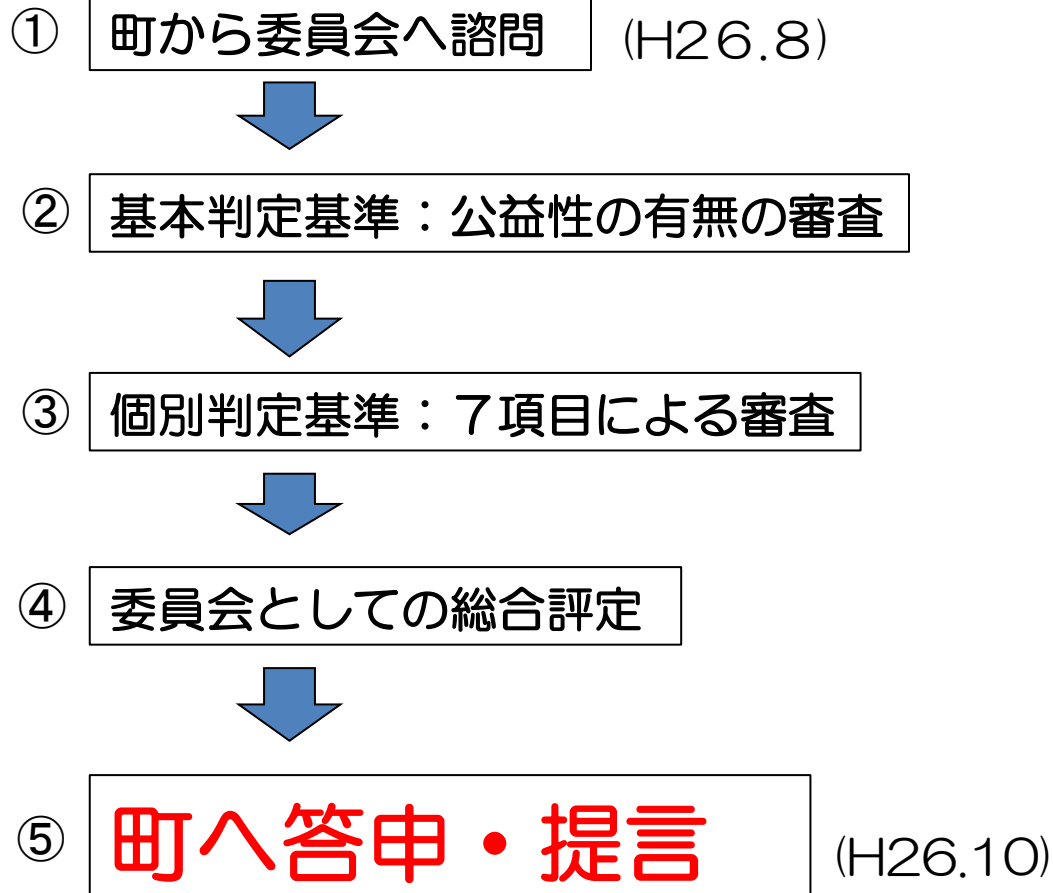


住民の福祉向上のため、他の事業へ予算を配分

②－3公募補助金制度の特徴

- 全ての団体が同じスタートライン
- 外部の視点による補助金交付のチェック
- 最長3年間の補助金交付決定

2. 公募補助金審査判定の流れ



3. 補助金審査判定基準 (平成24年10月15日改定)

【審査判定の流れ】

(1) 基本判定基準: 『公益性』の有無の審査

公益性「有り」の場合、個別判定基準の審査へ

(2) 個別判定基準: 7項目による審査

- | | | | |
|------|--------|--------|------|
| ①必要性 | ②有効性 | ③実現可能性 | ④先駆性 |
| ⑤自立性 | ⑥地域適合性 | ⑦使途妥当性 | |

(3) 委員会の総合評定: 補助金交付の適格性の判定

個別判定(26点) × 委員5名 = 130点満点

3. 補助金審査判定基準 (平成24年10月15日改定)

(1) 基本判定基準

交付前提項目	判断の視点	判定
公益性 (公共性・効率性等)	その団体が行う事業の成果は、不特定多数の町民の利益となるものであるか、 又はその団体の活動が、地域の発展や町民の福祉向上に直接的に貢献するものである。	あり
	その団体の構成員の利益(私益)のみを追求していると認められ、活動の効果は団体内部に止まり、一般の町民の福祉向上とは関係がないと考えられる。	なし

「公益性」について「あり」の場合、個別判定基準の審査へ



(2) 個別判定基準

項番	評価項目	判定の視点	評点		備考
1	必 要 性	事業活動の目的、視点、内容などが明らかにされており、地域の課題や町民のニーズに沿うものであるか。(行政の代替や補完の役割を担っているか。)	地域の課題や町民のニーズと大いに関連がある。	4	「公益性あり」との判定を受けた団体及び事業についての評価であることに留意すること。
			地域の課題や町民のニーズと関連がある。	3	
			地域の課題や町民のニーズとやや関連がある。	2	
			地域の課題や町民のニーズと関連はやや薄い。	1	
			地域の課題や町民のニーズとの関連が、ほとんど認められない。	0	

項番	評価項目	判定の視点	評点		備考
2	有効性	現に、事業の執行によって明確な効果が表れており、かつ将来に向けて、その団体及び事業の発展が継続的なものと認められるか。	明確な事業効果が表れており、かつ将来的な発展が大いに期待できる。	4	いわば、「投資効果」が数量的に認定できるかどうかを判定すること。
			明確な事業効果が表れており、かつ将来的な発展がかなり期待できる。	3	
			明確な事業効果が表れており、かつ将来的な発展が期待できる。	2	
			事業効果は表れており、かつ将来的な発展もあり得ると考えられる。	1	
			明確な事業効果が感じ取れず、かつ将来的な発展が期待できない。	0	

項番	評価項目	判定の視点	評点		備考
3	実現可能性	現実的に実行可能な方法、推進日程、及び収支予算をもとに、事業の計画が立てられているか。	現実的に実行可能な事業の計画が、非常に緻密に立てられている。	4	団体の活動が、現実的かつ実現可能なものであるかを判定すること。
			現実的に実行可能な事業の計画が、しっかり立てられている。	3	
			現実的に実行可能な事業の計画が、立てられている。	2	
			現実的に実行可能な事業の計画としては、やや不十分である。	1	
			現実的に実行可能な事業の計画と認めることは、困難である。	0	

項番	評価項目	判定の視点	評点		備考
4	先駆性	現今の時代の変化を的確に踏まえ、新しい時代に相応しい事業展開の発想や着眼点に基づく活動を指向しているか。	時代の変化を踏まえ、新しい時代に相応しい活動を力強く進めようとしている。	4	ときによっては、行政に先駆け、地域や町民のニーズに応える事業展開が期待できるかどうかという視点で判定すること。
時代の変化を踏まえ、新しい時代に相応しい活動を着実に進めようとしている。	3				
時代の変化を踏まえ、新しい時代に相応しい活動を進めようとしている。	2				
新しい時代に相応しい活動の展開を意識していることは認められる。	1				
新しい時代に相応しい活動を意識しているとは認められない。	0				

項番	評価項目	判定の視点	評点		備考
5	自立性	積極的に寄附金や協賛金の呼び掛けを行うなど、団体の自主財源の確保に努めるとともに、活動への参加者から参加費を徴収するなど、受益者負担を適正に求めているか。	将来に向けて、団体の自主的財政運営を目指しており、その実現が期待できる。	4	事業を安定的に継続するための工夫や自立に向けての資金計画などが現実的で実行可能なものかどうかを判定すること。
			将来に向けて、団体の自主的財政運営を目指し、着実に歩を進めている。	3	
			将来に向けて、団体の自主的財政運営を目指していることは感じ取れる。	2	
			将来に向けて、団体の自主的財政運営を目指す努力がやや不足している。	1	
			将来に向けて、団体の自主的財政運営を目指しているとは認められない。	0	

項番	評価項目	判定の視点	評点		備考
6	地域適合性	現在及び将来に向けて、団体の設立目的や事業展開が三芳町の地域特性やその歴史にマッチしているかどうか。	設立目的や事業展開が三芳町の地域特性と非常にマッチしている。	4	三芳町の地域特性を十分理解した上で、その活動や事業が行われているかどうかを判定すること。
			設立目的や事業展開が三芳町の地域特性とマッチしている。	3	
			設立目的や事業展開が三芳町の地域特性とほぼマッチしている。	2	
			設立目的や事業展開が三芳町の地域特性とマッチしている点が少ない。	1	
			設立目的や事業展開が三芳町の地域特性とマッチしていない。	0	

項番	評価項目	判定の視点	評点		備考
7	使途妥当性	団体において、適正に会計が処理されるとともに、補助金の使途が適切なものであるか。	地域の課題や町民のニーズと大いに関連がある。	2	補助金の使途が適切であるかどうかにかんづいて踏み込んで判定すること。
地域の課題や町民のニーズと関連がある。			1		
地域の課題や町民のニーズとやや関連がある。			0		

(3) 委員会の総合評定

個別判定(26点) × 委員5名 = 130点満点

補助金交付の適格性の判定	評点区分	判定区分	判定
	A 130～100点	申請内容から判断して、補助金交付の対象として、適格であると認められ、問題なく交付するべきであるとする。	○
	B 99～70点	交付申請内容から判断して、原則的には補助金を交付するべきであると考えられるが、補助するに当たっては、その活動や事業について、当委員会の付帯意見を踏まえた検討を求めたい。	原則 ○
	C 69～35点	交付申請内容から判断して、原則的には補助金を交付するべきでないと考えられるが、それにもかかわらず、補助金を交付する場合には、その活動や事業について、相当な改善が実施されることが必要である。	原則 ×
	D 34～0点	既提出の申請内容から見て、補助金交付の対象としては、不適格と判断せざるを得ず、交付するべきでないとする。	×

4. 全体のスケジュール

補助金申請(7月1日~7月31日)



三芳町補助金等検討委員会による審査(8月~10月)



三芳町補助金等検討委員会からの提言書の提出(10月)



町が補助金申請を採択するか否かを検討
(検討するために場合によっては関係者に意見を聴くことができる。)



採択通知(2月)



不採択通知(2月)



補助限度額を通知(2月)

ご清聴ありがとうございました